

令和2年12月12日

各競技団体会長 殿

山形県教育庁スポーツ保健課長

競技団体における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり教育長通知が各学校に対し発出されました。つきましては、各競技団体において活動する際には同様な対応をとっていただくようお願いいたします。

なお、県内の感染の状況等を踏まえ、途中で対応を変更する場合はその都度周知いたします

《留意点》

3 「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」について

- 体育科については、対人競技（柔道、剣道、相撲等）やチームスポーツは、人が密集したり接触したりする機会をつくらず、個人の技能を高める練習にするなど内容を工夫すること（部活動においても同じ）。

4 県内・県外との交流及び宿泊を伴う活動等について

- 原則、実施しないこと。
- 大会やコンクール等に参加する場合は、学校として主催団体とともに責任をもって感染拡大を防止するための対策を講じること。
- 入学試験や就職試験等を受験する場合など、やむを得ず移動する場合には移動先でも「新・生活様式」の実践の徹底について指導すること。

(担当)

山形県教育庁スポーツ保健課
競技力向上・アスリート育成推進室